

**一般競争入札による自動販売機設置場所の貸付け
の説明書**

公 告 日 令和8年1月15日（木）

入札日時 令和8年2月16日（月）午前10時00分～

入札場所 神奈川県警察本部庁舎地下1階 入札室

神奈川県警察本部

総務部会計課

自動販売機設置場所の貸付けに係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件

入札物件 番号	入札件名	台数
1	自動販売機設置場所の貸付け (神奈川県警察本部庁舎ほか69施設)	75台
2	自動販売機設置場所の貸付け (神奈川県警察本部庁舎ほか55施設)	61台

※ 各入札物件は、複数の施設の自動販売機設置場所の貸付けを一括して入札に付す物件です。

※ 全物件に入札可能ですが、落札者の決定は「一抜け方式」とします。具体的には「10 落札者の決定方法」をご確認ください。

※ 各入札物件の詳細については、別紙1「入札物件一覧表」及び別紙2「配置図」を御覧ください。

なお、別紙1「入札物件一覧表」に関する補足事項は、次のとおりです。

- ・ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス（ゴミ箱）設置部分を含みます。
- ・ 別紙2「配置図」に示した貸付け範囲（寸法）を超える自動販売機（放熱余地・回収ボックス（ゴミ箱）設置部分を含む。）は設置できません。
- ・ 回収ボックス（ゴミ箱）の設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、施設管理者と落札者間で協議の上決定します。
- ・ 平均利用者数は令和8年度の見込みを施設管理者で算出したもの、売上実績は現設置事業者が令和6年度の実績を申告したもので、参考情報です。
- ・ 新規設置の自動販売機については、売上実績はありません。

別紙2「配置図」に関する補足事項は、次のとおりです。

配置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況については、必ずご自身で調査・確認の上、入札参加申請を行ってください。

なお、配置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

※ 予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けることとなります。

※ 物件により入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間等

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- ・ 貸付期間の用途は自動販売機設置のためとし、貸付契約の更新は認めないこととする。

(3) 自動販売機の設置に係る条件

別紙3「仕様書」のとおり。

(4) 問合せ先等

ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

神奈川県警察本部総務部会計課調達第二係（警察本部庁舎8階）

住 所：横浜市中区海岸通2-4

電 話：045-211-1212（内線2248）

FAX：045-211-0391

電子メール：101kaikei@police.pref.kanagawa.jp

イ 設置場所等に関する問合せ先及び落札後の契約書類の提出先

別紙1「入札物件一覧表」の「設置場所問合せ先」欄に記載のとおり。

2 入札に参加することができない（契約を締結できない）者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 自動販売機の設置及び管理に関する業務を引き続き3年以上営んでいない者。
- (3) 県税を完納していない者。
- (4) 県内に事業所を有しない者。
- (5) 仕様書に示す内容を履行できない者。

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号に該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月16日（月）

受付時間 午前9時30分から午前9時50分（全物件共通）

入札開始時刻 午前10時00分

開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

※ 開札は、入札物件番号順に案件ごと開札いたします。

開始時刻は遅れる場合があります。

(2) 受付場所

神奈川県警察本部庁舎 1階ロビー

（住所 横浜市中区海岸通2-4）

(3) 入札及び開札場所

神奈川県警察本部庁舎 地下1階入札室

（住所 同上）

(4) 入札当日の持ち物

入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）

競争参加資格確認通知書

身分証明書（運転免許証、健康保険証等、本人確認のできるもの）

筆記用具

※ 入札当日の会場は、収容人員が限られているため、入札参加者1者あたりの入室人数は、1名とします。

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、入札物件ごとに入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和8年1月26日（月）から令和8年1月29日（木）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出書類（提出部数：入札物件ごと各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	入札参加申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	身分証明書(市町村発行のもの)又は住民票		<input type="radio"/>
ウ	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
カ	確定申告書（写）		<input type="radio"/>
キ	神奈川県税納税証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	設置する自動販売機及び回収ボックス（ゴミ箱）のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ イ、オ及びキについては、発行後3ヶ月以内の原本としてください。

※ キについては、神奈川県県税条例施行規則第48号様式（一般用・「県税」の未納がない証明）とする。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を1(4)アに記載の提出場所に直接持参するか若しくは郵送（令和8年1月29日（木）午後5時必着）してください。

6 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年1月15日（木）から令和8年1月21日（水）までの午前9時から午後5時までの間

(2) 提出方法

質問書（神奈川県所定様式）を1(4)アに記載の連絡先に電子メールでの送信とします。（質問の際は事前に1(4)アに電話連絡をしてください。）

(3) 回答方法

入札参加申請書提出時に全員に対して配布します。郵送により入札参加申請書を提出される方に対しては、書類の到着確認後、電子メールにて送信します。

7 入札参加資格の確認等

上記5(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月12日（木）までに、申請者あて結果を書面にて通知します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、**賃貸借全期間（3年間）の自動販売機設置場所の貸付料の総額**とします。また、一括入札の入札書に記載する金額は、**当該一括入札に付した全ての自動販売機設置場所の貸付料の総額**とします。

なお、別紙1「入札物件一覧表」の「貸付区分」欄が「土地」となっているものについては、消費税及び地方消費税が非課税となり、「建物」となっているものについては、課税対象となります。このため、課税対象物件については税込みで、非課税物件については税抜きで見積もり、見積もった合計金額（＝契約希望金額）を記載してください。

県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

※ 入札金額＝3年分の課税物件の額の合計（税込み）＋3年分の非課税物件の額の合計（＝契約希望金額）

(2) 代理人等による入札

ア 代理人が入札する場合は、代理者の委任状を提出し、入札書に入札参加者の名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示をしてください。

イ 復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）が入札する場合は、上記アの委任状及び代理人が復代理人に権限を委任する委任状を提出し、入札書に入札参加者の氏名又は名称若しくは商号、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名を明記してください。

ウ 使者（権限の委任のないもの）及び郵送による入札は認めません。

(3) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として直ちに再度の入札を行います。ただし、1回目の入札で9に記載の「無効な入札」をした者は再度の入札に参加できません。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(4) 入札保証金

免除

(5) その他

ア 入札書に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名）してください。

イ 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

ウ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがあります。

エ 入札書は、折って入札箱に投函してください。

9 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加することができない者がした入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

カ 記名を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 入札書の金額の最初の数字の前に「¥」又は「金」の記入がないとき

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

ケ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

コ その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に入札会場に本人又は代理人が不在の場合は、失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

10 落札者の決定方法

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした方が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

(3) なお、落札者は、落札後速やかに、入札金額内訳書（1施設ごと）を提出していただきます。

(4) 入札物件番号1及び2の落札者決定方法については、次のとおりとします。

まず、入札物件番号1の入札を行い、落札者を決定します。入札物件番号1の落札者は、その後の入札物件番号2の入札には「辞退したもの」とし、入札物件番号2の落札者を決定します。ただし、入札物件番号1の落札者を除いて開札した結果、入札物件番号2の入札参加者がいなくなる場合または再度の入札を行っても県が定める予定価格以上の落札者がいない場合には、入札物件番号1の落札者の入札が県が定める予定価格以上であれば、辞退扱いとせず落札したものとします。

11 入札結果の公表

(1) 一般競争入札に付した結果、落札者が決定した場合は、速やかに県ホームページに以下の内容を公表します。

ア 対象施設

イ 自動販売機台数

ウ 落札者（法人の場合は落札者名を公開し、個人の場合は個人名を非公表とする。）

エ 落札金額

オ 貸付料総額（及び年額）

カ 入札参加者数

キ 問合せ先

- (2) ただし、入札が不調となった場合は、参加者（法人の場合は法人名、個人の場合は個人名）、入札額の公表は行いません。

12 契約

- (1) 契約書（案）は別紙4のとおり。
- (2) 落札者は、各貸主が作成した契約書を受領の上、別紙1「入札物件一覧表」の該当欄及び別紙2「配置図」の記載内容を確認の上、記名押印し、令和8年3月23日（月）までに各貸主に提出してください。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）、神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に応当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。
- (3) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに貸付契約の解除を行うことがあります。
- (5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはなりません。入札参加者が当該行為を行っていると認められ、公正な入札の執行ができないと認められる時等の場合には、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期若しくは取りやめことがあります。
- (6) 契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。このため、本契約を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第XX条 貸主が、この契約に係る貸主の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、貸主は借主に対し、借主における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 借主は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。